

令和6年度予算編成方針

1 本市の財政状況

(1) 主要財政指標の現状

令和4年度決算においては、前年度と比較し、実質公債費比率が0.4ポイント減少し、経常収支比率が3.9ポイント増加した。経常収支比率は、前年度にコロナ経済対策等の限定的な要素があり、維持することが難しいことは想定していたが、今後、財政硬直化が危惧されることから改善が必要である。

【参考 令和4年度決算】

実質公債費比率 8.1%（14市中12位） 県内14市平均 5.4%
経常収支比率 92.9%（14市中10位） 県内14市平均 91.3%

(2) 今後の見通し

歳入においては、コロナ禍の影響を脱しつつある中、社会経済活動に回復の兆しがみられるが、円安の進行等経済状況の変化や生産年齢人口の減少等により、市税収入などの自主財源の確保は、安定して見込める状況ではない。また、普通交付税においては、令和6年度に合併特例措置の期限を迎え、交付額の減額が推計されることから、一般財源総額の減少が見込まれる。

一方、歳出においては、本格的な少子高齢社会による社会保障経費の増加、学校、道路などの公共施設等の維持管理費及び改修費の増加、アフターコロナ時代に求められるDX、GXの推進にかかる費用負担の増加が見込まれる。さらに、世界情勢の影響による原油価格・物価高騰等により、引き続き経常経費の増加が見込まれる。

これらの歳入・歳出の状況を踏まえると、令和5年度以降、財政調整基金の残高は減少し、市債残高は増加する見込みであり、本市を取り巻く財政状況は厳しさを増すことが明らかであることから、事業の効果検証に基づいた廃止・統合など、職員一丸となって行財政改革を推進していく必要がある。

【参考 財政調整基金・市債 年度末残高】

(単位：千円)

区分	財政調整基金	市債残高
令和元年度	3,849,733	58,534,807
令和2年度	5,699,937	60,657,348
令和3年度	8,192,995	60,129,176
令和4年度	7,878,479	56,859,062
令和5年度(見込額)	7,595,270	60,487,533
令和6年度(見込額)	3,889,452	62,446,662

※令和5年度見込額は9月補正後の数値

※令和6年度財政調整基金見込額は、乖離額に同基金を充当した場合の数値

市債残高は、歳入歳出推計の市債借入額と公債費を反映させた数値

2 予算編成の基本方針

令和6年度は、第2次栃木市総合計画がスタートして2年目となり、人口減少や少子高齢化の進行、カーボンニュートラルの推進、デジタル社会に対応した次世代型行政サービスの実現や、多様化する市民ニーズに対応していくことが求められていることから、これら市の財政課題を職員一人ひとりが自らの課題と捉え、各事業の評価を検証するとともに、費用対効果を検討し、真に必要な事業に経営資源を集中する。

令和6年度当初予算編成にあたっては、以下の諸点を基本方針とする。

(1) 施策・事業の着実な推進

- ① 「第2期 栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業は、重点的に取り組む事業として、効果を十分に発揮するよう創意工夫のうえ、計上すること。
- ② 「第3次行政改革大綱・財政自立計画」の取組事項を着実に推進し、歳入の確保や歳出の抑制に努めること。

(2) 財源確保の徹底

- ① 市民負担に不均衡が生じないように、課税客体の的確な把握や収納率向上に取り組むこと。また、受益者負担の適正化を図ること。

令和6年度収納率目標：現年度分99.2%（令和4年度決算：現年度分99.0%）

- ② 国や県、国の外郭団体や民間等で実施している補助制度の積極的な情報収集に努め、各種交付金等に係る事業への活用を図ること。
- ③ 特定目的基金は、各種事業の推進のために積極的に活用することとし、再度、基金の趣旨・目的を確認すること。
- ④ 特別会計においては、より一層の経営合理化及び事務費等の経常経費の削減を図ること。また、企業会計においては、一般会計に依存せず、独立採算による運営に努めること。

(3) 行財政改革のさらなる推進

- ① 定員適正化計画に基づく職員の定数管理を着実に推進し、特別職非常勤職員を含め、総人件費の抑制に取り組むこと。
- ② 会計年度任用職員の配置は、必要人員数、勤務日、勤務時間を引き続きゼロベースで見直すこととし、その際、民間委託への切替やデジタル技術等を用いた業務効率化による人員見直し等の方策について検討を行うこと。

また、事務補助、窓口業務補助を行う者は、あくまで、補助であるという観点から、繁忙時期や混雑時間帯のみの配置とする。

- ③ 公共施設適正配置計画及び個別施設計画に基づき、統廃合等の対象となっている施設においては、現施設の利用期間中の安全を確保するための必要最小限の修繕に留めること。また、大規模な改修が必要となった場合、計画より前倒しの閉鎖を検討すること。

- ④ 補助金・交付金及び扶助費（個人給付）については、各見直し方針等に基づき見直した結果を、令和6年度の予算に反映させること。このため、安易に現状維持及び給付水準や補助率の上昇を伴う改正を行わないこと。
- ⑤ 実質公債費比率及び将来負担比率の改善のため、市債発行を要する事業実施の抑制を図ること。特に、地方交付税措置の無い市債を財源とする投資的事業は、広く受益者があり、長期的な効果をもたらすことが確認できるものに限り実施する。

3 令和6年度財政収支見通し

- (1) 一般財源収入総額を406.9億円（対前年度4.2億円減）と見込む。
- (2) 一般財源需要総額を449.0億円（対前年度3.5億円減）と見込む。
- (3) 財源不足額は42.1億円と見込む。

4 令和6年度予算要求基準（一般財源要求限度額）

令和6年度予算の要求基準は次のとおりとするが、職員一人ひとりが財政状況に対し、危機感をもって予算の編成にあたり、要求限度額は厳守するものとする。したがって、要求限度額を超過した要求は、情勢の変化等理由の如何にかかわらず一切認められない。

また、各部長等は、その義務と責任において、既存事業等の廃止や事業手法の変更などにより事業費を低減し、要求額を圧縮すること。

- (1) 投資的事業、行政的事業、管理的事業及び義務的事業の事業区分ごとの要求限度額は、令和6年度実施計画額を基に算出した別紙のとおりとし、その性質から一般財源の相互調整を原則不可とする。

ただし、部内調整を行ってもなお、行政的事業、管理的事業及び義務的事業のいずれかが要求限度額を超えてしまう場合、事前に財政課担当主計員と協議のうえ、次の調整に限り可能とする。

- ① 行政的事業と管理的事業の相互調整

＜行政的事業 ⇄ 管理的事業＞

- ② 義務的事業の不足額に対する行政的事業又は管理的事業からの調整

＜行政的事業・管理的事業 ⇒ 義務的事業（不足）＞

- (2) 当初予算編成時点で予見できる経費は、全て要求するものとし、補正予算による対応とならないよう細部にわたり経費の精査を行うこと。
- (3) 令和4年度決算において、多額の不用額を出している事業（科目）については、他事業の圧迫に繋がることから、要求額をゼロベースから積み上げて算出することとし、単に前年踏襲とした要求を行わないこと。

5 その他

(1) 復活(調整)要求について

1次内示後、復活したい事業等がある場合には、部内の他事業の経費を削減し、要求総額が一般財源内示額の範囲内となるよう調整のうえ、復活(調整)要求すること。